＜参考＞　政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

| | 生産数量（千トン） | | 面積（ha） | |
|---|---|---|---|---|
| | 平成20年度 | 平成32年度目標 | 平成20年度 | 平成32年度目標 |
| 政令指定品目以外 | 29 | 63 | 6,339 | 8,000 |
| 果実計 | 3,411 | 3,395 | 254,700 | 242,000 |

㈱　平成20年度は、速報値である。

栽培に適する自然的条件に関する基準

| 区分／果樹の種類 | | 平均気温 年 | 平均気温 4月1日～10月31日 | 冬期の最低極温 | 低温要求時間 | 降水量 4月1日～10月31日 | 気象被害を防ぐための基準 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| かんきつ類の果樹 | うんしゅうみかん | 15℃以上<br>18℃以下 | | －5℃以上 | | | 腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月から収穫前において降霜が少ないこと。 |
| | いよかん、はっさく | 15.5℃以上 | | | | | す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において－3℃以下にならないこと。 |
| | ネーブルオレンジ、甘夏みかん、日向夏、清見、不知火、ぽんかん、きんかん | 16℃以上 | | | | | |
| | ぶんたん類 | 16.5℃以上 | | －3℃以上 | | | |
| | たんかん | 17.5℃以上 | | | | | す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において－2℃以下にならないこと。 |
| | ゆず | 13℃以上 | | －7℃以上 | | | 傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。 |
| | かぼす、すだち | 14℃以上 | | －6℃以上 | | | |
| | レモン | 15.5℃以上 | | －3℃以上 | | | す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前において降霜が少ないこと。<br>傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。 |
| りんご | | 6℃以上<br>14℃以下 | 13℃以上<br>21℃以下 | －25℃以上 | 1,400時間以上 | 1,300㎜以下 | 枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。<br>花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。 |
| ぶどう | | 7℃以上 | 14℃以上 | －20℃以上<br>欧州種については<br>－15℃以上 | 巨峰については500時間以上 | 1,600㎜以下<br>欧州種については<br>1,200㎜以下 | 枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。 |
| なし | 日本なし | 7℃以上 | 13℃以上 | －20℃以上 | 幸水については800時間以上 | 二十世紀については<br>1,200㎜以下 | 枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。<br>花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。 |
| | 西洋なし | 6℃以上<br>14℃以下 | 13℃以上 | －20℃以上 | 1,000時間以上 | 1,200㎜以下 | |

第3　栽培に適する自然的条件に関する基準

1　高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間及び降水量に関する基準並びに気象被害を防ぐための基準を果樹の種類ごとに設定する。

なお、やむを得ず基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるよう努めることが重要である。

2　また、近年懸念されている地球温暖化の影響とみられる生育への影響については、引き続き研究機関におけるモニタリング調査を継続し、次期果樹農業振興基本方針の見直しに資するとともに、調査の結果明らかとなった障害については、その対処方法を検討する。